

令和元年度第3回多良木町議会(7月会議)

招 集 年 月 日	令和元年 7月16日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和元年 7月16日				午後 1時 00分
開 閉 宣 告	散	会	令和元年 7月16日				午後 1時 52分
応招 (不応招) 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
	1	○	高 橋 裕 子	7	○	源 嶋 た ま み	
	2	○	中 村 正 徳	8	○	豊 永 好 人	
	3	○	林 田 俊 策	9	○	久 保 田 武 治	
	4	○	坂 口 幸 法	10	○	宇 佐 信 行	
	5	○	村 山 昇	11	○	猪 原 清	
	6	○	魚 住 憲 一	12	○	落 合 健 治	
会議録署名議員	5番	村山 昇		10番	宇佐 信行		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人	議 事 参 事	山 本 美 和			
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名			
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎	教 育 振 興 課 長	今 井 一 久			
	副 町 長	島 田 保 信	教 育 振 興 課	大 森 博 範			
	教 育 長	佐 藤 邦 壽	健 康 ・ 保 険 課 長	東 健 一 郎			
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋	健 康 ・ 保 険 課	金 子 め ぐ み			
	総 務 課 長	前 田 和 博	町 民 福 祉 課 長	黒 木 庄 一 朗			
	総 務 課 主 幹	新 堀 英 治	町 民 福 祉 課	恒 松 つ ぐ み			
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博	子 ども 対 策 課 長	小 田 章 一			
	企 画 観 光 課	村 上 大 輔	子 ども 対 策 課	吉 地 美 紀			
	税 務 課 長	平 川 博	環 境 整 備 課 長	久 保 日 出 信			
	税 務 課	林 田 浩 之	環 境 整 備 課	林 田 裕 一			
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文	農 林 課 長	水 田 寛 明			
	会 計 室	上 村 由 美 子	農 林 課	那 須 隆 二			

# 会 議 に 付 し た 事 件

報告第8号	損害賠償の額を定めることについて
議案第9号	令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事請負契約の締結について
議案第10号	多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第11号	令和元年度多良木町一般会計補正予算（第2号）

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたします。

ただいまから令和元年度第 3 回多良木町議会(7 月会議)を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、お手元に配付しておきました日程表のとおり議事を進めてまいります。

### 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、5 番村山昇さん、10 番宇佐信行さんの両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長吉瀬浩一郎さん。

○町長(吉瀬 浩一郎君) それでは私の方から、令和元年度第 3 回多良木町議会(7 月会議)の提案理由をご説明いたします。

まず、報告第 8 号といたしまして、損害賠償の額を定めることについて、専決処分を行っておりますので、そのご報告が 1 件です。

次に、条例等といたしまして、議案第 9 号として、先日、10 日に入札を行いました防災行政無線施設及び移動系システム整備請負工事契約の締結についてが 1 件、それから、議案第 10 号といたしまして、これは選挙長、投票管理者、選挙立会人の方などの報酬と費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、以上 2 件の条例案件をお願いするものです。

また、補正予算といたしまして、議案第 11 号といたしまして、令和元年度多良木町一般会計補正予算(第 2 号)をご提案させていただくものです。

以上、報告、条例等、補正予算合わせまして 4 件のご審議をお願いするものです。

慎重審議の上、全議案ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。私からの提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(高橋裕子さん) 町長の提案理由の説明が終わりました。

### 日程第 2 「報告第 8 号」 損害賠償の額を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 2、報告第 8 号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

報告を求めます。前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 報告第 8 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条の規定により専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書の写しを添付しておりますのでご覧ください。

専決処分第 1 号、これは、令和元年度に入りまして専決処分をいたしましたので、専決処分の第 1 号となります。

1、専決処分した事件、損害賠償の額を定めることについて、2、相手方、住所、福岡市博多区下川端町 2 番 1 号、氏名、株式会社 ENEOS ウイング九州支店長秋山透、3、専決処分

の理由、平成 31 年 3 月 17 日午後 4 時 38 分頃、八代郡氷川町の九州自動車道下り、宮原サービスエリア駐車場から本線へ向かって公用車（マイクロバス）で走行中、公用車が道を逸れてサービスエリア内ガソリンスタンドの価格表示板に接触し損傷させた。この事故による損害賠償の額を定めるため、地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 2 号の規定により専決処分をしたものでございます。4、損害賠償額 29 万 7,000 円。上記の金額の内訳ですけれども、価格表示板修繕費が 29 万 7,000 円でございます。

令和元年 6 月 17 日の専決でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第 8 号、損害賠償の額を定めることについてを終わります。

### 日程第 3 「議案第 9 号」 令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事請負契約の締結について

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第 3、議案第 9 号、令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第 9 号、令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するものとするものでございます。1、契約の目的、令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約の総額、一金 5 億 710 万円也、うち取引に係る消費税額 4,610 万円也、4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区東比恵 3 丁目 1 番 2 号、エコー電子工業株式会社本社部長代理守正幸、5、支出科目、款、消防費、項、消防費、目、非常備消防費、節、工事請負費でございます。

提案理由につきましては、本契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページに開札調書を付けております。1、開札日時、令和元年 7 月 10 日午前 11 時、2、工事番号、元総工第 6 号、3、工事場所、熊本県球磨郡多良木町一円、4、工事名、令和元年度多良木町防災行政無線施設（同報系）及び移動系システム整備工事でございます。

なお、開札結果につきましては、下表のとおりでございます。指名業者欄の上から 2 段目のエコー電子工業株式会社本社様が第 1 回入札におきまして、4 億 6,100 万円で落札でございます。また、国土交通省の方で示されております、工事に係る消費税の課税につきましては、契約日ではなくて、引き渡し日時点の税率が適用されることとされております。したがって契約の総額につきましては、前のページにも記載してありますとおり 4 億 6,100 万円に消費税の 10%を加算し、5 億 710 万円とするものでございます。

工期につきましては、本契約成立日の翌日から令和 3 年 3 月 18 日までとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 討論なしと認めます。  
お諮りします。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号、令和元年度多良木町防災行政無線施設(同報系)及び移動系システム整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 「議案第10号」 多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を定めることについて

○議長(高橋裕子さん) 次に、日程第4、議案第10号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについてを議題といたします。

説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 議案第10号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明申し上げます。

多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとするものでございます。

次のページに新旧対照表を付けておりますので、そちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。まず改正の概要ですけれども、国におきまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というものが改正をされまして5月15日に公布され、同日に施行されております。

改正の内容ですけれども、選挙長等の報酬の額の改定となっております。本町の条例におきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準と同額の額を規定しておりますので、今回条例の改正をお願いするものでございます。改正前の報酬額のうち、1万円を超えるものにつきましては、改正前の額に200円を増額するものでございます。

具体的には、新旧対照表の中の1番上の選挙長、それから、投票管理者、期日前投票管理者、開票管理者、一つ飛びまして、投票立会人でございます。また、改正前の報酬のうち1万円未満のものにつきましては、100円を増額の改定とするものでございます。具体的には、新旧対照表の中の下から4番目の選挙立会人、一つ飛びまして、期日前投票立会人、その下の開票立会人でございます。

なお、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行し、令和元年5月15日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(高橋裕子さん) 説明が終わりました。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
2番中村議員。

○2番(中村正徳君) ただいま説明を受けたわけですけれども、附則の中で、この条例は、附則の日から施行し、令和元年5月の15日から適用するというので、既に早めにですね、これは出てきてたんだろうと思っておりますけれども、6月の定例会には何でこれを提案できなかったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

これにつきましては、議員ご指摘のとおり、5月15日に国の方で施行されておりますので、本来でありましたら最速で6月の議会で議案を出させていただくべきものでございましたが、事務処理の中でその部分の改正について充分、改正手続の時期等がですね理解が進んでおりませんでしたので、6月に議案の提案をすることができまして、今回になったものでございます。

本来ならば6月で出すべきものでございましたが、今回になりましたこととお詫び申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、多良木町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについては、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 「議案第11号」 令和元年度多良木町一般会計補正予算（第2号）

○議長（高橋裕子さん） 次に、日程第5、議案第11号、令和元年度多良木町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

令和元年度多良木町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,362万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,077万3,000円とするものでございます。また、地方債の補正といたしまして、第2条、既定の地方債の追加は、第2表地方債補正によるものでございます。

内容につきましては、まず6ページをお願いいたします。地方債の追加補正をするものでございます。起債の目的が6、災害復旧事業債、限度額が660万円でございます。これにつきましては、歳出の方で公共土木施設災害復旧事業を計上いたしておりますが、その特定財源といたしまして今回補正するものでございます。

9ページの方をお願いいたします。歳入の補正でございます。款の13、国庫支出金、項の1、国庫負担金、目の3、災害復旧費国庫負担金、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金でございますが、令和元年災公共土木施設災害復旧費負担金といたしまして、1,334万円を計上するものでございます。対象路線につきましては、町道荒水線でございます。負担金額につきましては、国庫負担対象事業費2,000万円に対しまして、負担率の0.667を乗じたものでございます。

それから、款の13、国庫支出金、項の3、委託金、目の1、総務費国庫委託金、節の2、選

挙費委託金でございますが、参議院議員選挙費委託金としまして1万5,000円の増額でございます。これは先ほどの報酬及び費用弁償条例の一部改正によりまして、投票立会人等の報酬の単価がアップすることに伴いまして不足分を補正するものでございます。

款の18、繰越金を1,366万9,000円計上いたしております。今回の補正の調整財源として計上しているものでございます。今回の補正によりまして、繰越金の今後におけます補正可能額は2,586万5,730円となったところでございます。

款の19、諸収入、項の4、雑入でございますが、雇用保険個人負担金として3,000円を計上しております。これは今回、歳出の方で事務補助賃金を計上しておりますが、これに伴いまして計上をしているものでございます。

款の20、町債、項の1、町債、目の8、災害復旧債、節の1、公共土木施設災害復旧事業債といたしまして、660万円を計上しております。充当率につきましては、国庫負担の基本額2,000万円から国庫負担金、1,334万円を差し引いた残りについての100%でございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。款の2、総務費、項の4、選挙費、目の3、参議院議員選挙費、節の1、報酬におきまして1万5,000円の補正でございます。これは歳入の方でも出てまいりましたが、報酬及び費用弁償条例の一部改正に伴いまして、説明欄にありますとおり期日前投票管理者等の報酬の不足分につきましては、それぞれ増額補正をするものでございます。

款の3、民生費、項の1、社会福祉費、目の9、後期高齢者医療費でございますが、補正額が114万8,000円でございます。これは、健康・保険課におきまして、今年度に入り、職員1名が産休に入りまして、その後は引き続き育児休暇に入りましたので、その代替といたしまして、8月から来年3月までの8カ月分につきましては、臨時職員の雇用をお願いするものでございます。内訳につきましては、共済費が16万6,000円、賃金が96万6,000円、通勤手当相当分の普通旅費といたしまして1万6,000円を計上するものでございます。

款の10、教育費、項の3、中学校費、目の1、学校管理費、節の11、事業費で230万1,000円を計上いたしております。これは中学校校舎教室の雨漏り修繕料として計上しているものでございます。目の3、中学校校舎改築事業費といたしまして、合計で216万3,000円を計上しております。内訳につきましては、中学校建設計画検討委員会委員報酬が31万円、中学校建設計画検討委員会費用弁償等の旅費が15万3,000円、基本構想策定委託料が170万円でございます。

11ページをお願いいたします。款の11、災害復旧費、項の1、農林水産施設災害復旧費、目の2、林業用施設災害復旧費、節の13で令和元年災林業用施設災害復旧測量設計業務委託料としまして、550万円を計上いたしております。これにつきましては、6月30日から7月1日の梅雨前線豪雨に伴います災害によりまして、林道の法面が崩壊したために、災害復旧工事のための測量設計を行うものでございます。対象箇所につきましては、林道槻木南線が2箇所、林道槻木北線が2箇所でございます。

その下の項の2、公共土木施設災害復旧費、目の1、公共土木施設災害復旧費といたしまして、合計で2,250万円を計上しております。内訳につきましては、測量設計業務委託料が150万円、工事請負費が2,100万円でございます。こちらにつきましては、6月29日から7月3日の梅雨前線豪雨に伴います災害によりまして、道路災害復旧に係ます事業費を計上するものでございます。対象箇所につきましては、町道荒水線でございます、延長が48メートルでございます。

なお、12ページには給与費明細書、13ページには詳細の現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、8番豊永議員。

○8番（豊永好人君） 一応あの確認ですけども、全協でいろいろこう、教育委員会の方から、報告を受けましたけども、再度、本会議で議事録にとっておきたいということで、質問をしたいと思います。

まず中学校改築費ということで、その中に報酬、31万、中学校検討委員会の報酬ということで31万上がってます。その報酬の中に、の何回の検討委員会をされるのかが1点と、もう1点はどういうメンバーの方を選出されるのかその2点の方を詳細の説明をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 教育振興課今井課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

まずですね、回数なんですけど、会議の方を5回程度考えております。あと先進事例の視察研修ということで、これを2回ほど予定しております。

メンバーにつきましては、まず、ちょっと報酬は必要がないんですけど、多良木中学校の関係職員ということで、校長先生等ということで、こちらを3名ほど予定しております。あと町立の小中学校の保護者ということで、2名掛ける4校ということで8名、こちらは報酬が必要です。あと近隣の行政区のですね、移転先を予定しております多良木高校跡のですね、6区の2、6区の3の区長さんを1名ずつということで2名、あと高校活性化協議会の代表者1名というところでメンバーはそういうメンバーになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

はい、9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） 今のことに関連してなんですけど、委託料として170万円の基本構想策定委託料が上がってます。これはですね、どこにどのような機関に委託をされるのか、それとあわせて、今、検討委員会の説明がありましたが、この検討委員会のまとめなり、答申なりがこの基本構想の策定の中に反映されるようなそういう仕組みになっているのかどうか、全く別立てでこの策定はやはり進んでいくものなのか。

その点について確認をしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 委託料の契約先なんですけど、まだですね予算が付いておりませんので、県の方が既に委託先は決まってるんですけど、それと協議の内容を携えるという形でですね、進めていきたいと思います。

予算を付けていただいた後、そちらの方の業者の方は決定させていただくということです。

それとこの検討委員会の中で検討した事項については、当然こちらの方の基本計画の策定の方には生かしていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

9番久保田さん。

○9番（久保田 武治君） もう1点ちょっと確認をしたい。この基本構想策定は、これまで町なり、教育委員会として、当然中学の新築移転という形で出されてるわけですが、これを前提とした基本構想の策定ということになるんでしょうか。どうなんですか。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） はい、移転を前提とした検討委員会ってということで検討委員会ですので、その内容に即したところの基本構想になると思います。

よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

はい、12番落合さん。

○12番(落合健治君) 先ほど答えられたメンバーの策定方法でちょっと質問があるんですけども、小学校のPTA関係て言われましたが、その充て職で選考されるんですか、それとも希望者なんでしょうか。

それをちょっと教えてください。

○議長(高橋裕子さん) 今井教育振興課長。

○教育振興課長(今井一久君) 答弁をさせていただきます。保護者というところで、各団体の方にですね、投げかけをしてその中から選出していただくという形で考えております。

よろしく申し上げます。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質疑はありませんか。

11番猪原さん。

○11番(猪原清君) 今の答弁に関連してですけど、検討委員会のメンバーですね、先ほど聞いた限りでは学校関係者、区長さんとか、ただこれを見ると、中学校建設計画検討委員会ですよね。これになぜ例えば有識者っていうか専門家建築に関わる専門家とか、そういう関係団体の代表者等の名前っていうか職種は入っていないのかっていうのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 今井教育振興課長。

○教育振興課長(今井一久君) 答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げました他にですね、その他、教育委員会が必要と認めるところで、今後の議論の展開によってはそういう形のことも可能性としてはあるかなというふうには考えております。

○議長(高橋裕子さん) ほかに質問ありませんか。

11番猪原議員。

○11番(猪原清君) それは必ず入れてほしいんですけど、それとですね中学校建設検討委員会ですから、その場所等がですね、決定された段階での検討、私この受ける感じがですね。ではなくて、やはりあの場所、今の中学校にそのまま建設するのか、高校に移転するのかっていうのも含めて、まずは、例えば、建設費用がどれくらいかかるかもこの検討委員会で検討されるべきですよ。

それとその移転した場合の建築費用、今の現存する校舎の近くに建てた場合の建築費用とさらに移転した場合の県から無償貸与ということで聞いてますけど、それ無償貸与を無償貸与としてその今の高校のところに移転してつくる場合の建築費用とは別に、これから継続的に掛かるランニングコスト的な管理費とか、それも含めたところで検討されると思うんですよ、で、それを、やはり町民の方にお知らせしてどっちがいいのかっていうのを、やはり予算的にですね、税金がこれだけかかりますというしたら、町民も判断材料ができると思うんですよ。

例えばこっちにした案は、大体概算で検討委員会で、こういうことになりました。そういうご案内をやはり、会議の会議録なり結果なりを町民にお知らせして、やはり進めるべきではないかと思います。

それと、今の高校に移転した場合の中学校の跡地の問題も含めて運営とか管理費はどうなるのかっていうのもまで含めないとこれから何十年先に、じゃなかったという町民の方が言われた場合に、困ると思うんですよ。そうなった場合に、私たちこの12人いますけど、何か批判があった場合は、あなたたちは、議会で議決したんじゃないの、自分たちで決めたんじゃないということになりますので、その辺は議員としても少し慎重に進めていただきたいと思うんですけど、その辺執行部のお考えどうでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) はい、えーと今、猪原議員おっしゃいましたように、どちらに建て

るのかっていうことに関しては、金額が、こないだお話ししましたけど、なかなかその表に出にくいというのはわかっていただいたと思います。

こないだお話ししましたが、もし金額を出したならば、その金額がひとり歩きをしてしまいますので、そうでないような金額があるのかどうか、実は、前、消防署の建てかえのときにいろいろと問題が多く発生しまして、なかなか4町村の話し合いの中で、難しい局面が出てきたっていうことがあったもんですから、今の中学校跡地に建てたらどのくらいかかるのか、高校に移転したらどのくらいかかるのかっていうことは、なかなかその金額として出しにくいところがあります。

ただ、今私たちが考えておりますのは、中学校の跡地にもし残す場合には、こないだもお話ししましたが、仮校舎を建てて、そして体育館自体も、もし高校跡地に移転させていただければ、第1第2、どちらかの体育館を使わせていただくというふうに思いますので、体育館に関しては非常に高校跡地に行った方が有利であるということ、そして現在の中学校跡地に仮に仮校舎を建てるとしたならば、かなり地盤が緩いというところもあって、あそこに建ててそしてまたそれを再度取り壊して、また、作ってそちらに子どもさんたちを移して取り壊すということになりますので、なかなか、そういうふうに考えれば、予算的にも中学校跡地ではなくて、高校の跡地に中学校を新しく建設した方が、有利であるというふうに私は思っています。

前、ちょっと私が議員の前の議員の方々に質問を受けたときに、面積に対して金額を掛ければ出てくるんだろうなというふうに思って、そういう風に答えたんですが、設計とか、そういう金額を細かいとこ出さってというのはそうなかなか簡単なことではなくて、難しいと思います。住民の方々には、今の場所、今の中学校の場所を高校の場所に移した方が、より、財政的な出動は少なく済むということを9月に、去年、去年の9月ですかね、広報たらぎに書かしていただきました。それはこないだの全員協議会の折に、久保田議員からご質問がありましたので、もう一度、再度、広報に私の自分の言葉で書かせていただきたいというふうに思ってますが、何分、今進んでいるのは、高校の跡地に中学校を作りたいということで執行部の方では進めさせていただいています。

それはこないだ全員協議会でお話をさせていただいた内容と同じになりますけれども、それと、住民の方々に対してできる数字はですね、公表していきたいというふうに思います。後で障害になる数字はなかなか言いにくいんですけど、それ以外の数字はきちんと出していきたいと思いますし、住民の説明会に久米黒肥地多良木、こられた方が96名でしたので、もしどうしても聞きたいという方がいらっしゃったらその時に、恐らく来て話は聞いていただいたものというふうに判断しておりますので、多良木中学校は高校の跡地に移ささせていただくというふうな考えで今、方向をもって進めさせていただいているところです。

よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

はい、4番坂口議員。

○4番（坂口幸法君） 検討委員会のメンバーでございますが、この中に6区の2と3の区長と言われました。その6区の2のと3の区長、6区の3は、多良木高校の側であるということも含めての6区の3の区長かなど。6区の2も隣、ちょっと面してるところあるからなのかなと思いますけど、これあの中学校の移転に関してのいろんな施設移転に関しては、多良木町の問題でもあるので、その6区の2と3の区長に限定するんじゃなくてですね、さっきPTA関係の中でもそういう募って、そういう方になっていただくということも含めれば、できれば区長会の中でですねやっぱりそこで代表して、久米黒肥地多良木の区長さんも入れるなりすべきじゃないのかなと私は思ってるんですが町長どのお考えでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

- 町長（吉瀬 浩一郎君） これはまだ確定ではありませんので、それはできると思いますが、教育委員会と町の執行部の方でちょっとそこ考えさしていただきたいと思います。
- 今、多良木高校跡地にずっと関わっていただいていた区長さんという意味で、6区の3と6区の2という風に今教育委員会の方では考えていただいているものと思っておりますので、そこはまたちょっと検討させていただいて、区長会に投げかけて区長会の方でこの人とこの人、というふうに言っただけでその方がいいのかもしれないので、そこはちょっと検討させてください。
- 議長（高橋裕子さん） 4番坂口さん。
- 4番（坂口幸法君） ぜひそのようにですね、できるようであればもうされた方が私はいいと思います。よろしくお願いします。
- それと我々議会の方もこの中学校移転、新設移転に関してはもう重要なこととっているので、今回検討委員会が立ち上げられて、いろんなその概算の予算も多分出てくるんだろうと思います。そういう中でもいろいろ我々もですね、やっぱりあの調査研究もしていかなきゃいけないと思うので、ぜひですね、検討委員会のそういう議事録なり、協議内容、それと議会との協議の場も含めてですねぜひ行っていただきたいと思います。町長の方はどのようなお考えで今からは・・・。
- 議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。
- 町長（吉瀬 浩一郎君） はい、11日の全員協議会でペーパーを出しましたので、これ以降そういう検討会の内容はですね、逐次、5回ほどやるというふうに課長の方ではどうか担当課の方では考えているようですので、全資料提出をして、皆さん方とご協議を進めさせて頂ければというふうに思っております。よろしくお願いします。
- 議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。はい、12番落合さん。
- 12番（落合健治君） 先ほどの町長の答弁で中学校がそのまま今の土地に建った時に仮校舎の話がされたんですが、消防署も仮校舎は建ってません。小学校今の多良木小学校が建った場合も仮校舎は建ててないんですよ。
- なぜその仮校舎という考え方があって、検討委員会の方に影響すると思うので、それをどこからそのそういう考え方になったのかちょっと教えていただけますか。
- 議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。
- 町長（吉瀬 浩一郎君） はい、仮校舎っていうのはようするに、今の校舎を例えば、今の中学校を考えた場合に、今の校舎を取り壊すにはやはり子どもたちをどこかに移動しなくてはいけないということがあります。子どもたちに移動してそこで勉強していただくということになりますので、その場合には当然、今270名ほどの子どもたちがおりますので、その270名の子どもたちに勉強していただく場所を作らなければならないということです。
- それは例えば、仮校舎って言った場合に別の全く別なところに町有地あたりに建ててもいいんでしょうけれども、まずその場所をどこにするのかっていうことよりもまず仮校舎を現在の中学校の敷地内に建てるということを考えたわけですね。それともう一つは今の高校の跡地に中学校新設をして、そしてそちらにダイレクトで移ってもらうということですね、これが1番いいんじゃないかというふうに考えました。
- それはやはり工事をしている場所に例えば高校で工事をしているところに、子どもたちが行くというのも危ないですし、それから、他に270人収容する場所がないので、それをもし中学校改築するんだったら新しく建てるんだったら今の中学校跡地にしか土地がないかなということで、そちらに270人を収容する、学習の場を作って、そして、中学校の敷地内に新しい中学校を建てるということになれば、そういう方法しかないのかなというふうに思っておりますので、仮校舎の話はそういうところから出てきたということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑ありませんか。11番猪原さん。

○11番（猪原清君） 今の質問に関してですけど、仮校舎と言うよりは、今の中学校の敷地ってというのは結構広いですよ。ですから、今の校舎をそのまま使って、校舎を新しく建てるといふ、これは検討委員会でも検討されるべき内容だと思うんですけど、そうした場合には先ほど同僚議員が言いました高校ん時も小学校ん時も仮校舎を建てなかったというのでできるかなと思うんです。

ですから先ほども言いましたけど、検討委員会ですから、やはり1番町民にメリットがあるのはどっちかなということをごそこで十分議論していただいて、その議事録も含めて公表していただいて、私たちと協議していただきたいと思っております。

場所をどこにするかっていうのを拘ってるわけじゃないんです。やはり、これから町民に負担を強いるわけですから、その負担を少しでも軽い方、それとやはりこの前も教育長が言われた劣悪な環境から一刻も早く脱しさせたいということで、1番早く建てかえができる、供用開始が5年後ということでしたから5年までは多分、今の庁舎では、校舎では持たないということですので、その辺も含めて、この協議、検討委員会というので話し合っていたらと思います。節に。以上です。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） はい、議員のおっしゃったことはきちんと肝に銘じてですね、しっかりと審議をしていきたいと思っておりますし、その内容については、議会の皆さんはもちろん、全員協議会等でご説明をしますし、住民の方々にも広報等を通じて、ご連絡を情報開示していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。12番落合さん。

○12番（落合健治君） 学校管理費の方の修繕費ですね、修繕費のことについてちょっとお伺いします。230万1,000円の修繕費が上がっていますが、この修繕費の出し方ですね、個別に例えば上がったやつの合計なんでしょうか、それともコンサルとかで全体的なもので聞いて、優先順位を決めて、修繕費自体が出てきているのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

今回のですね、修繕料で上げている230万1,000円につきましては、先般の6月末から7月初めの梅雨前線豪雨によることで、多良木中学校の1階の教室の普通教室の方ですね、天井が一部落ちたというところで、そちらの方の救急の天井が落ちないようにする部分のやつが約14万1,000円、それと西側の1階2階3階部分があるんですけど、そちらの方から雨水の侵入をなくすためのということで216万、合計の230万1,000円ということで、修繕の種類としては2箇所でございます。

これにつきましては、時間がございましたので、町内の業者の方から見積もりをとらせていただいて、予算計上させていただいております。あと全般的な改修につきましては、今回の予算の方では計上させていただいておりません。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋裕子さん） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、令和元年度多良木町一般会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋裕子さん) お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋裕子さん) 異議なしと認めます。

したがって、あすから次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

#### 散会宣言

○議長(高橋裕子さん) 令和元年度第 3 回多良木町議会(7 月会議)を閉じます。

疲れ様でした。

(午後 1 時 52 分散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員